

平成 27 年度第 1 回東京都北区子ども・子育て会議（第 11 回会議）次第

日時：平成 27 年 8 月 31 日（月）

午後 6 時 30 分～

会場：北とびあ 14 階スカイホール

- 1 開会
- 2 子ども家庭部長挨拶・委員委嘱
- 3 委員紹介（氏名読み上げ）
- 4 事務局紹介（氏名読み上げ）
- 5 議事
 - （1）子ども・子育て会議の運営について
 - ①会長・副会長選出
 - ②会議運営規程について
 - （2）子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画 2015 の概要について
 - （3）保育園等の保育料改正について【報告】
 - （4）「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について【報告】
 - （5）その他
- 6 閉会

【配布資料】※資料はすべて事前送付済み

資料 1-1	平成 27 年度北区子ども・子育て会議委員名簿
資料 1-2	平成 27 年度北区子ども・子育て会議事務局名簿
資料 1-3	東京都北区子ども・子育て会議条例
資料 1-4	東京都北区子ども・子育て会議運営規程
資料 2	子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画 2015 の概要
資料 3-1	平成 27 年 4 月以降の保育料改正について
資料 3-2	保育料改定のおしらせ

資料 4	「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について
	北区子ども・子育て支援計画 2015
	子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK（平成 26 年 9 月改訂版）
	北区子育てガイドブック
	北区子育てマップ
	きたくのようちえん

平成27年度北区子ども・子育て会議委員名簿

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	再任
	神長 美津子	國學院大學教授	再任
区内団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	再任
	榎本 義彦	北区民生委員児童委員協議会	
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	再任
	鹿田 昌宏	北区医師会	再任
	田辺 茂	北区私立幼稚園協会	
	中田 千穂	北区立小学校PTA連合会	
	星 尚志	連合東京西北部地域協議会北地区協議会	再任
	丸山 良男	北区青少年地区協議会	
区職員・ 関係行政機関	石山 俊裕	東京都北児童相談所	
	坂内 八重子	北区立児童館長会	再任
	高草木 政浩	北区立小学校長会	再任
	高橋 直子	北区立幼稚園長会	
	橋本 やよい	北区立保育園長会	再任
区 民	大塚 麻子	公募委員	再任
	誉田 加奈子	公募委員	
	滝口 久美子	公募委員	
	仁科 鮎美	公募委員	

平成27年度北区子ども・子育て会議事務局名簿

役 職	27年度	備考
子ども家庭部長	栗原 敏明	
教育委員会事務局次長	田草川 昭夫	
健康福祉部長	中澤 嘉明	
子育て支援課長	長沼 裕	
保育課長	浦野 芳生	
児童虐待対策担当課長	鈴木 静乃	
男女共同参画推進課長	佐藤 秀雄	
教育政策課長	登利谷 昭昌	
学校支援課長	野尻 浩行	
学校地域連携担当課長	茅根 薫	
教育指導課長	難波 浩明	
健康いきがい課長	飯窪 英一	
障害福祉課長	田中 英行	
企画課長	筒井 久子	追加
子ども家庭部副参事 (子ども・子育て施策担当)	馬場 秀和	

東京都北区子ども・子育て会議条例を公布する。

平成二十五年七月一日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第三十九号

東京都北区子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、東京都北区長（以下「区長」という。）及び東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員二十六人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

(臨時委員)

第五条 区長及び教育委員会は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査報告させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査報告が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第六条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことがで

きない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第八条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第六条第二項の規定は部会長の職務について、前条(第一項ただし書を除く。)

の規定は部会の会議について、第十条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項、前条第一項本文、第三項及び第四項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第六条第二項、前条及び第十条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第二項及び第三項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。(委員以外の者の出席等)

第九条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議

の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第十条 子ども・子育て会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があるとき認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区子ども・子育て会議	会長
学識経験者から委嘱された	二〇、六〇〇円
委員	一八、五〇〇円

東京都北区子ども・子育て会議運営規程

平成 25 年 7 月 18 日

東京都北区子ども・子育て会議決定

(代理人の出席等)

第 1 条 会長は、東京都北区子ども・子育て会議条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する委員（臨時委員を含まない。以下同じ。）が東京都北区子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）の会議（以下、「会議」という。）に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議で発言することができる。

(会議の傍聴)

第 2 条 会議の傍聴を希望する者は先着順で受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入のうえ、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

2 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 その他議事を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者

3 傍聴人は次の行為を行ってはならない。

- 一 議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること
- 二 撮影及び録音をすること

4 会長は、会議の秩序維持のため、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事要旨)

第 3 条 議事要旨に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）
- 三 会長及び事務局の諸報告
- 四 議事のでん末
- 五 意見、質問及び答弁に関する事項
- 六 その他会長又は子ども・子育て会議において必要と認めた事項

2 議事要旨は公開とする。ただし、当該議事要旨に東京都北区情報公開条例（平成 12 年条例第 63 号）第 8 条に規定する非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 前3条の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画2015の概要



平成27年8月31日
北区子ども・子育て会議

<目次>

1. 子ども・子育て支援新制度(概要)・・・P4～14

- 新制度ができた背景
- 子ども・子育て関連3法
- 新制度の全体像
- 地域型保育の創設
- 認定こども園制度の改善
- 放課後児童健全育成事業の改正
- 認定制度の導入
- 利用手続きの流れ
- 子ども・子育て支援事業計画の策定

2. 北区子ども・子育て支援計画2015・・・P15～26

- 計画策定の背景・趣旨
- 計画の位置づけ
- 計画の策定方法① 区民ニーズ調査の実施
- 計画の策定方法② 北区子ども・子育て会議での審議
- 次世代育成支援行動計画① 施策目標と個別目標
- 次世代育成支援行動計画② 個別目標と個別事業

<目次>

- 子ども・子育て支援事業計画① 体系
- 子ども・子育て支援事業計画② 区域設定
- 子ども・子育て支援事業計画③ 人口推計
- 子ども・子育て支援事業計画④ 量の見込みと確保方策
- 計画の推進に向けて

3. 子ども・子育て会議・・・P27～29

- 子ども・子育て会議の役割

(参考)北区の現状・・・P30～36

- 北区の現状① 合計特殊出生率
- 北区の現状② 児童数
- 北区の現状③ 0～5歳児の教育・保育施設利用状況
- 北区の現状④ 保育所待機児童数
- 北区の現状⑤ 新制度と旧制度の併存

1. 子ども・子育て支援新制度(概要)



新制度ができた背景

①急速な少子化の進行(出生率の低下)

・合計特殊出生率(平成25年) 全国:1.43、東京都:1.13、北区:1.18、人口維持必要率:2.07~2.08

②結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

・独身男女の9割が結婚意思を持っており、希望子ども数は2人以上

③子ども・子育て支援が質・量ともに不足

・家族関係社会支出の対GDP比(日本:1.32%、フランス:2.94%、イギリス:3.97%、スウェーデン:3.64%)

④子育ての孤立感と負担感の増加

・核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化により、「子育て力」が低下

⑤深刻な待機児童問題

・顕在待機児童数:約2万人、潜在待機児童数:約80万人?

⑥学童クラブの不足(「小1の壁」)

・顕在待機児童数:約1万人、潜在待機児童数:約40万人?

⑦M字カーブ(30歳代で低い女性労働力率)

⑧子育て支援の制度・財源の縦割り(二重行政、バラバラな支援体制)

・保育園は厚生労働省、幼稚園は文科省

⑨子どもの貧困問題(“子どもの貧困大国 日本”)

・子どもの相対的貧困率:OECD34か国中29位⇒H25.6「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布

⑩非正規雇用の増加

・社会保障を“支える世代”の弱体化⇒現行社会保障体系(高齢者特化型)の限界⇒社会保障3経費から4経費へシフト(高齢者特化型から全世代対象型へシフト)



これらの課題を解決するために、新しい“**仕組み**”が必要!

子ども・子育て関連3法

その新しい「仕組み」として…

平成24年8月「子ども・子育て関連3法」成立
⇒ **子ども・子育て支援新制度**創設
平成27年4月からスタート

財源はまだ不十分

必要とされる財源
1.1兆円程度

消費税増収分
0.7兆円超…△

その他の財源
0.3兆円超…?

●子ども・子育て関連3法

(1)子ども・子育て支援法

- ・認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設
- ・「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を整備
- ・「子ども・子育て会議」の設置

(2)認定こども園法の一部改正法

- ・幼保連携型認定こども園の改善

(3)関係法律の整備等に関する法律 ※(1)、(2)に伴う関係法律の改正(約70本)

- ・児童福祉法の一部改正(利用調整の規定、保育所認可制度の見直し、市町村による地域型保育事業の認可、学童クラブの対象年齢見直し等)
- ・内閣府設置法の改正(認定こども園に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加)

新制度の全体像

新制度は「給付(財政支援の仕組み)」と「事業」から構成される。

給付

子ども・子育て支援給付

【子どものための教育・保育給付】

●施設型給付

- ・認定こども園(定員20人以上)
- ・幼稚園(定員の定めなし)
- ・保育所(定員20人以上)

●地域型保育給付

- ・家庭的保育(定員5人以下)
- ・小規模保育(定員6~19人)
- ・居宅訪問型保育(1:1)
- ・事業所内保育(定員の定めなし)

【子どものための現金給付】

●児童手当

事業

地域子ども・子育て支援事業

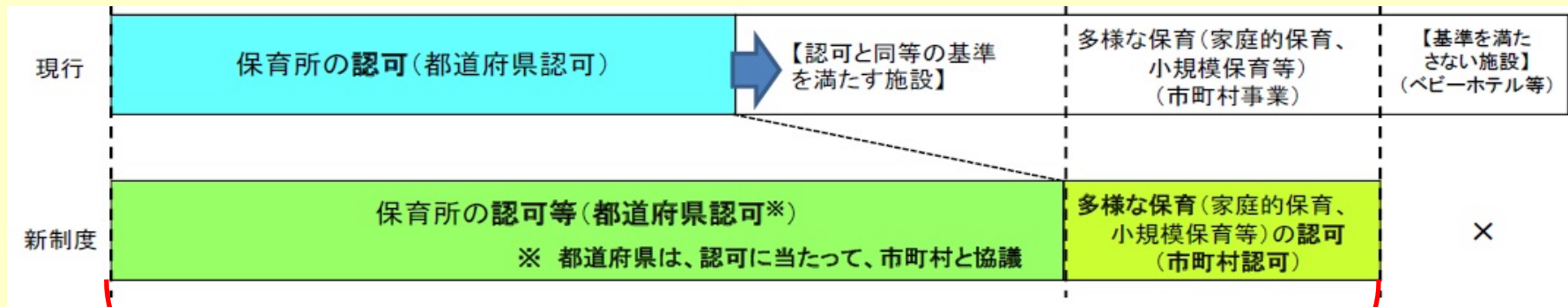
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪学童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

地域型保育の創設

従来の「認可保育園」に加えて、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を「**地域型保育**」と位置付け、認可制度の枠内に入れた。

【地域型保育】

家庭的保育	保育ママ。少人数(5人以下)の家庭的な雰囲気の中で、きめ細かい保育を行う。
小規模保育	少人数(6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気で行う。
事業所内保育	会社の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。
居宅訪問型保育	ベビーシッター。保護者の自宅で1対1の保育を行う。



保育の量が拡大、多様な保育ニーズにも対応

認定こども園制度の改善

認定こども園の認可・指導監督に関する二重行政を改めた。

認定こども園のメリット

- ・親の就労の有無に関わらず利用可能
- ・適切な規模の子ども集団を保てる
- ・育児不安の大きい在宅の子育て家庭への支援を含む地域子育て支援が充実
- ・待機児童解消にも寄与

【旧制度】

種類	施設概要	設置主体
① 幼保連携型	認可幼稚園と認可保育園が、子どもに対する教育と保育を一体的に行う施設	国・自治体・学校法人・社会福祉法人
② 幼稚園型	認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど保育園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設	国・自治体・学校法人
③ 保育所型	認可保育園が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設	制限なし
④ 地方裁量型	幼稚園・保育園いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設	制限なし

【新制度】

(新) 幼保連携型認定こども園

- ◆ 認定こども園の認可に一本化
※幼稚園、保育園の認可は不要
- ◆ 指導監督の一本化(内閣府)
- ◆ 財政措置の一本化(施設型給付)
- ◆ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
※経過措置あり

- ◆ 施設体系は、現行どおり
- ◆ 財政措置は「施設型給付」に一本化

参考：認定こども園の標準的な一日(3~5歳の場合)

認定こども園内

9時

長時間利用児
(≒保育園児)

順次登園

共通時間

昼食

保育時間

順次降園

短時間利用児
(≒幼稚園児)

順次
登園

共通時間

昼食

順次
降園

放課後児童健全育成事業の改正

学童クラブについて、対象年齢の拡大や最低基準の法定化などを行った。

	平成16年	平成26年
クラブ数	14,457	22,084
登録児童数	593,764	936,452

国の方針転換

学童クラブに対するニーズは年々、増加し、それに伴って運営形態も多様化していたが、それを許容していた。



量の拡大は引き続き進めつつも(平成31年度末までに新たに30万人分整備)、質の確保と運営の平準化を図る。

【主な改正点①:対象年齢】

旧制度	新制度
おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ⇒小学6年生まで対象拡大

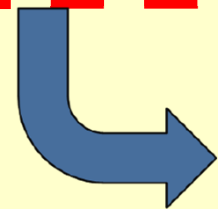
【主な改正点②:設備及び運営の基準】

旧制度	新制度
特段の定めなし(「ガイドライン」のみ)	国の省令に基づき、各区市町村が条例を制定。 ⇒学童クラブの質の確保

認定制度の導入

新制度では、就学前子どもを「年齢」と「保育の必要性の有無」で1号～3号に区分する。
新制度に移行した施設を利用するには、「認定証」が必要になる。

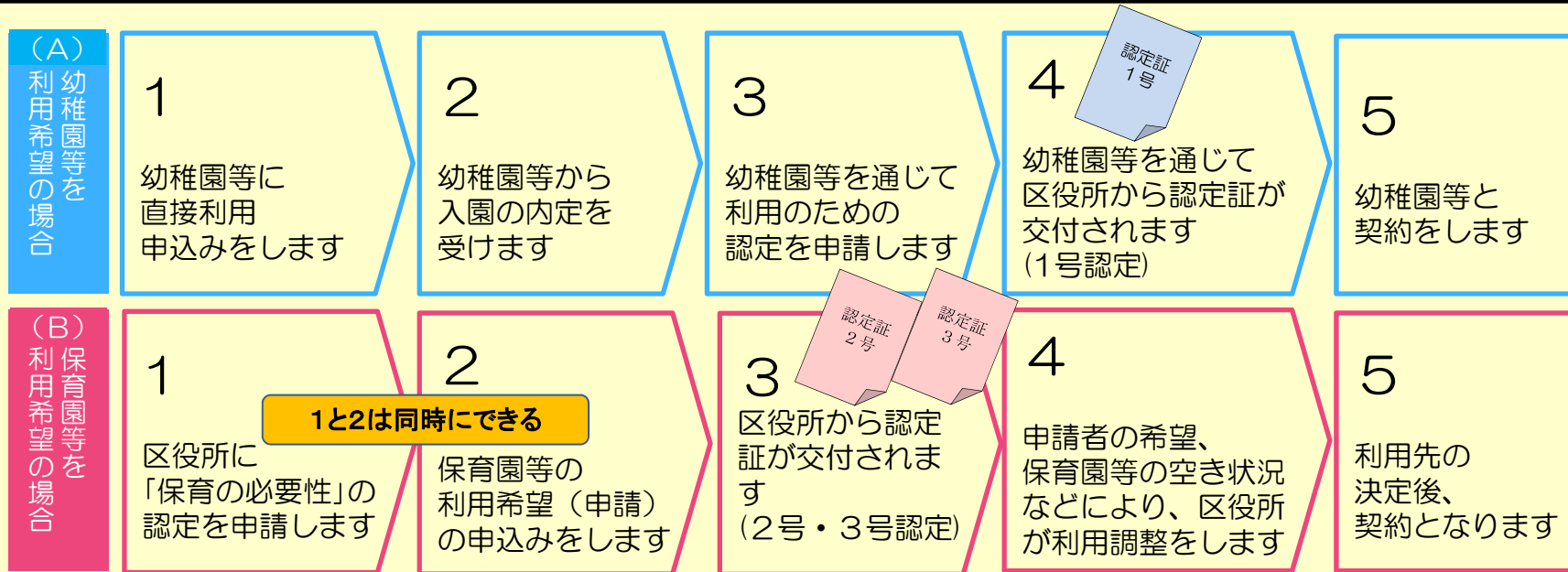
区分	対象年齢	どういう場合に利用するか？	利用することになる施設は？	必要量
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園(教育利用)	・教育標準時間 (4時間)
2号認定	3～5歳	「保育を必要とする事由(保育の必要性)」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	・保育園 ・認定こども園(保育利用)	・保育短時間 (8時間) ・保育標準時間 (11時間)
3号認定	0～2歳	「保育を必要とする事由(保育の必要性)」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	・保育園 ・認定こども園(保育利用) ・地域型保育	・保育短時間 (8時間) ・保育標準時間 (11時間)



2号認定、3号認定は「保育の必要性」のみならず、「保育の必要量」の認定も必要。
例) 2号認定かつ保育標準時間認定

利用手続きの流れ

手続き方法はそれほど変わらない。



〈認定こども園を利用する場合〉

1号認定の場合→ (A)、2号、3号認定の場合→ (B) の手続きの流れが基本

【3つの認定区分】

〈要件〉

〈利用先〉

1号認定 教育標準時間認定

特別な要件無し
(満3歳以上)

(幼稚園・認定こども園)

2号認定 満3歳以上・保育認定

3号認定 満3歳未満・保育認定

保育を必要とする事由
に該当する必要有り

(保育園・認定こども園)

(保育園・認定こども園・
地域型保育)

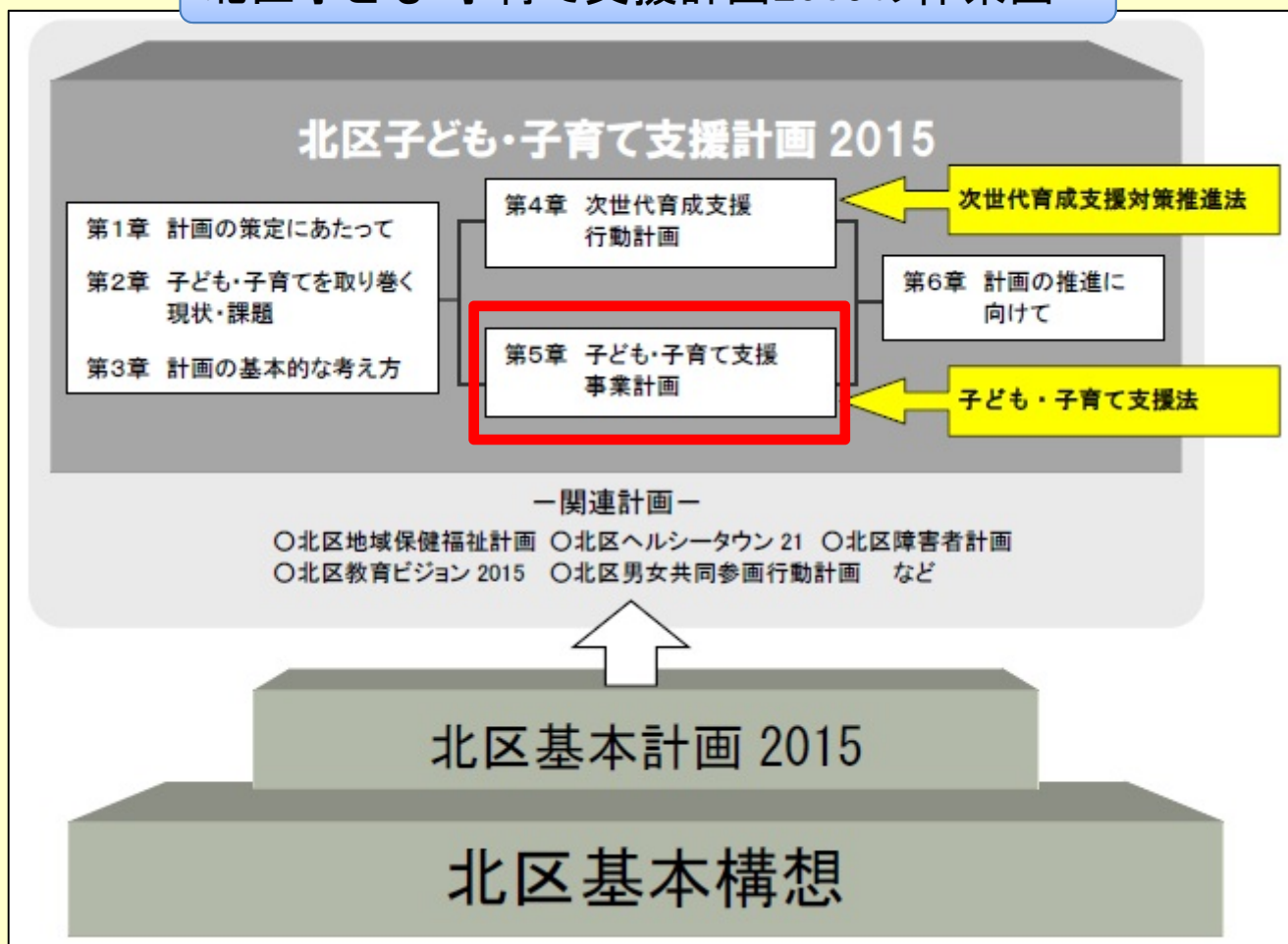
※「旧制度を継続した施設」の利用の手続きは変わらず(上記の流れ図とは異なる)。

子ども・子育て支援事業計画の策定

区は、地域の子育てニーズを把握し、5年を1期とする**子ども・子育て支援事業計画**を策定し、給付と事業を計画的に進めていく。

※北区では「子ども・子育て支援事業計画」を内包した「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定した。

北区子ども・子育て支援計画2015の体系図



2. 北区子ども・子育て支援計画2015



計画策定の背景・趣旨

平成17年度～26年度まで

10年間の時限法

①平成15年7月:「次世代育成支援対策推進法」成立

地方自治体及び事業主に対し、次世代育成支援のための「**行動計画**」の策定を義務づけ、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを推進。

➡ 平成17年度～21年度 北区次世代育成支援行動計画(前期計画)
平成22年度～26年度 北区次世代育成支援行動計画(後期計画)

平成27年度～

②平成24年8月:「子ども・子育て支援法」成立

地方自治体は5年を一期とする「**子ども・子育て支援事業計画**」を定める。

③平成26年4月:「次世代育成支援対策推進法」一部改正(10年間の期間延長)

➡ ①、②、③を踏まえ、北区は、「行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」両方を内包した計画を策定することとした。

平成27年度～31年度 北区子ども・子育て支援計画2015

計画の位置づけ

北区の計画は「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱としている。

【基本理念】

子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

【基本的な視点】

子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

【基本指針】

“すべて”の
子育て家庭への支援

“まちぐるみ”での
子育て家庭への支援

“子育て”への支援

次世代育成支援行動計画

子ども・子育て支援事業計画

計画の策定方法① 区民ニーズ調査の実施

地域の実情に即した子ども・子育て支援事業計画を策定するため、区民ニーズ調査を実施した。

子ども・子育て支援法第61条第4項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

平成25年11月に約7,500人の区民に対して、ニーズ調査を実施。

回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前の子どもの保護者	3,700件	2,247件	60.7%
②就学児の子どもの保護者	1,500件	934件	62.3%
③世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者	300件	139件	46.3%
④12～18歳の区民	1,000件	482件	48.2%
⑤小学校5年生の児童	980件	933件	95.2%

計画の策定方法② 北区子ども・子育て会議での審議

ニーズ調査の結果を踏まえ、計画の内容について子ども・子育て会議で審議した。

子ども・子育て支援法第61条第7項

市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。



平成25年7月に「北区子ども・子育て会議」を条例設置

- ・25名で構成(学識経験者3名、区内団体推薦10名、区職員・関係行政機関6名、公募委員6名)
- ・区長及び教育委員会の附属機関

策定経過

平成25年7月～25年10月	ニーズ調査票の検討
平成25年11月	ニーズ調査
平成25年12月～26年11月	計画内容の検討
平成26年12月～27年1月	計画案のパブリックコメント
平成27年3月	計画完成

次世代育成支援行動計画① 施策目標と個別目標

5つの施策目標の下に個別目標が設定されている。

施策目標

(1) 家庭の育てる力を支援

個別目標

- ① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化
- ② 子育てに関する相談・情報提供の充実
- ③ 親育ちへの支援
- ④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援
- ⑤ 経済的負担の軽減

(2) 子育て家庭を支援する地域づくり

- ① 地域における子育て家庭への支援
- ② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
- ③ 地域における子育てネットワークの育成・支援
- ④ 地域づくりのための人材育成の推進
- ⑤ 子どもの安全を確保する活動の促進

(3) 未来を担う人づくり

- ① 就学前教育の充実
- ② 教育の場における子育ての支援
- ③ 自己実現の場と体験機会の提供
- ④ こころとからだの健全な成長への支援
- ⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- ① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援
- ④ 生活困窮家庭への支援

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

- ① ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③ 男女が共に担う子育ての推進

次世代育成支援行動計画② 個別目標と個別事業

個別目標に対して、それぞれ個別事業が設定されている。

個別目標

- ① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化
- ② 子育てに関する相談・情報提供の充実
- ③ 親育ちへの支援
- ④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援
- ⑤ 経済的負担の軽減

個別事業

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

No.	事業名	事業内容	所管課
1.	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進します。	子育て支援課
2.	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子育て支援課
3.	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において通常の保育時間の終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりします。	子育て支援課
4.	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	児童虐待対策担当課長
5.	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	児童虐待対策担当課長
6.	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0歳～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
7.	認証保育所	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～3歳未満児の保育を行います。	保育課
8.	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課
9.	定期利用保育施設	都の制度に則り、北区が承認した認可外保育施設とし	保育課

子ども・子育て支援事業計画① 体系

(1) 幼児期の学校教育・保育

① 保育園・認定こども園(保育利用分)・地域型保育

② 幼稚園・認定こども園(教育利用分)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

② 地域子育て支援拠点事業

③ 妊婦健康診査

④ 乳児家庭全戸訪問事業

⑤ 養育支援訪問事業

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

⑧ 一時預かり事業

⑨ 延長保育事業

⑩ 病児病後児保育事業

⑪ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援事業計画② 区域設定

量の見込みと確保方策は、「教育・保育提供区域」ごとに記載する。

子ども・子育て支援法第61条第2項

子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 **教育・保育提供区域ごとの、**
 - ・各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - ・教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期
- 2 **教育・保育提供区域ごとの、**
 - ・各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

★教育・保育提供区域＝量の見込み・確保方策を設定する単位

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

北区の場合

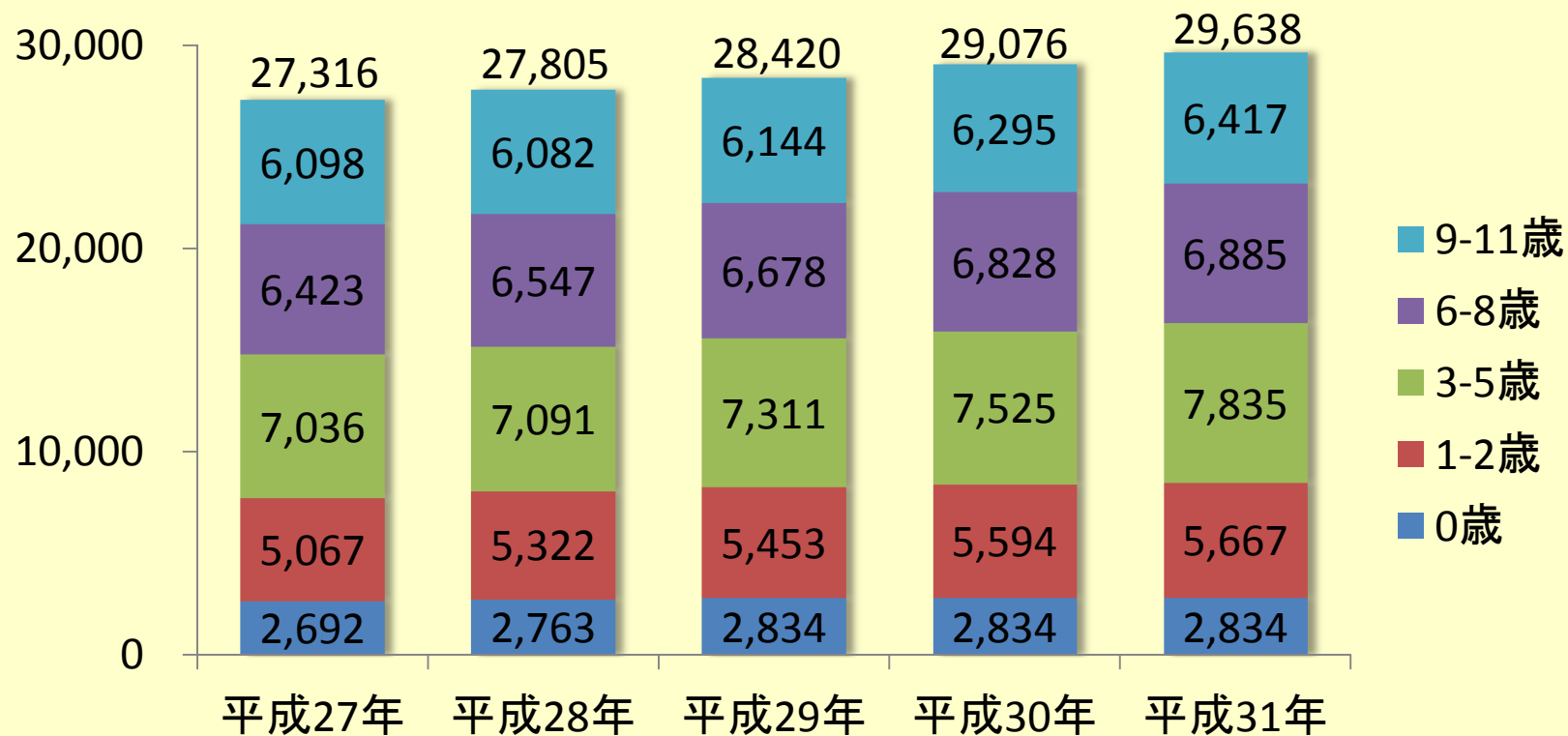
- ・保育、放課後児童健全育成事業 ⇒ 3区域(赤羽・王子・滝野川)
- ・それ以外の事業 ⇒ 1区域(北区全域)

子ども・子育て支援事業計画③ 人口推計

量の見込みを算出するため、将来人口を推計した。

推計の前提条件

- ①平成22年～26年の人口データを使用
- ②保育ニーズのピークは平成29年度であるという国の見解を考慮



子ども・子育て支援事業計画④ 量の見込みと確保方策

策定は必須。ニーズ調査を基に算出した「量の見込み」と、「確保方策」から構成される。

例) 保育園 認定こども園(保育利用分) 地域型保育 赤羽地区

■ 赤羽地区 (人)

	1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み	1,395	997	273	1,415	1,029	280	1,458	1,054	287	1,492	1,082	287	1,535	1,096	287
②確保方策															
特定教育・ 保育施設※	1,589	906	234	1,709	945	243	1,763	981	255	1,763	981	255	1,763	981	255
特定地域型 保育事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6	0	12	6
認可外保育 施設等	5	113	32	5	113	32	5	113	32	5	113	32	5	113	32
②-① 過不足	199	22	▲7	299	29	▲5	310	40	0	276	24	6	233	10	6

①どれだけの需要
が見込まれるか

②どれだけの定員
を確保できるか

国指針: ②-① > 0となるよう、施設や事業を計画的に整備・推進していく

計画の推進に向けて

定期的に点検・評価し、場合によっては見直しを行う。

次世代育成支援行動計画

各課において点検・評価するとともに、副区長を本部長とする「子ども」・かがやき戦略推進本部において計画の進行管理及び評価を行う。
実施状況については、北区のホームページで公表する。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て会議において、毎年度、点検・評価し、必要に応じて見直しを行う。
その結果も公表する。

3. 子ども・子育て会議



子ども・子育て会議の役割

地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画策定や事業実施を行うことを目的とする。

子ども・子育て支援法第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること

(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べること

(4) 北区における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議すること

子ども・子育て会議の役割

これまでの開催実績・内容

	開催回数	主な審議内容
平成25年度	親会議:6回 専門部会:2回	ニーズ調査票の検討、区域設定、 ニーズ調査結果報告
平成26年度	親会議:4回 専門部会:6回	量の見込み・確保方策検討、計画の 策定、区立幼稚園の今後の方向性

今後、会議に求められる役割

計画を策定して終わりではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

今年度の会議スケジュール

※第2回以降の議題は予定

第1回(8月31日)	現行計画の概要、各種施策の報告
第2回(11月2日)	地域子ども・子育て支援事業の進捗状況、新規確認施設の 利用定員意見聴取
第3回(2月上旬)	教育・保育施設の申請状況、28年度新規事業紹介

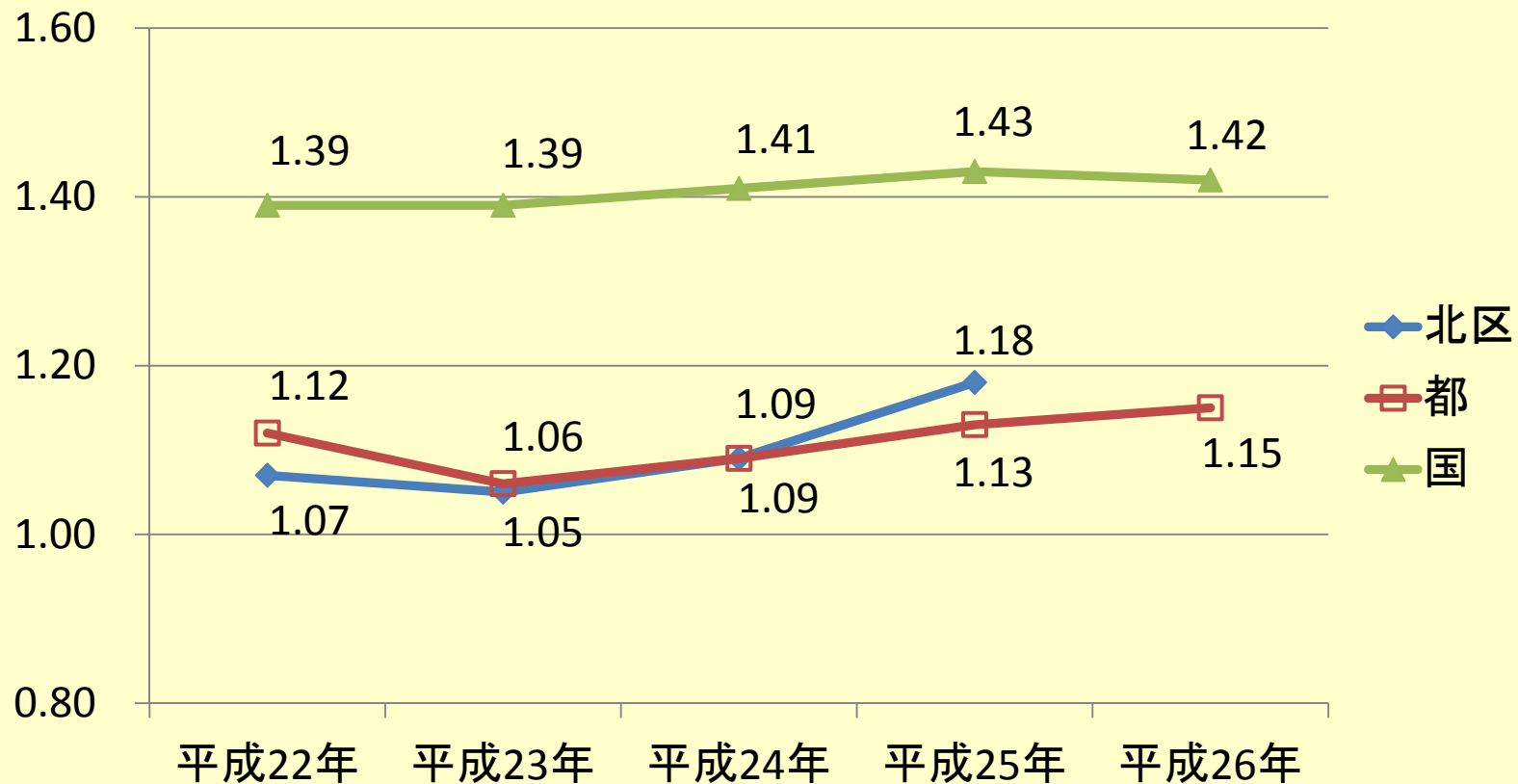
(参考)北区の現状



北区の現状① 合計特殊出生率

都の平均は超えているものの、依然として低い状態である。

合計特殊出生率の推移・比較

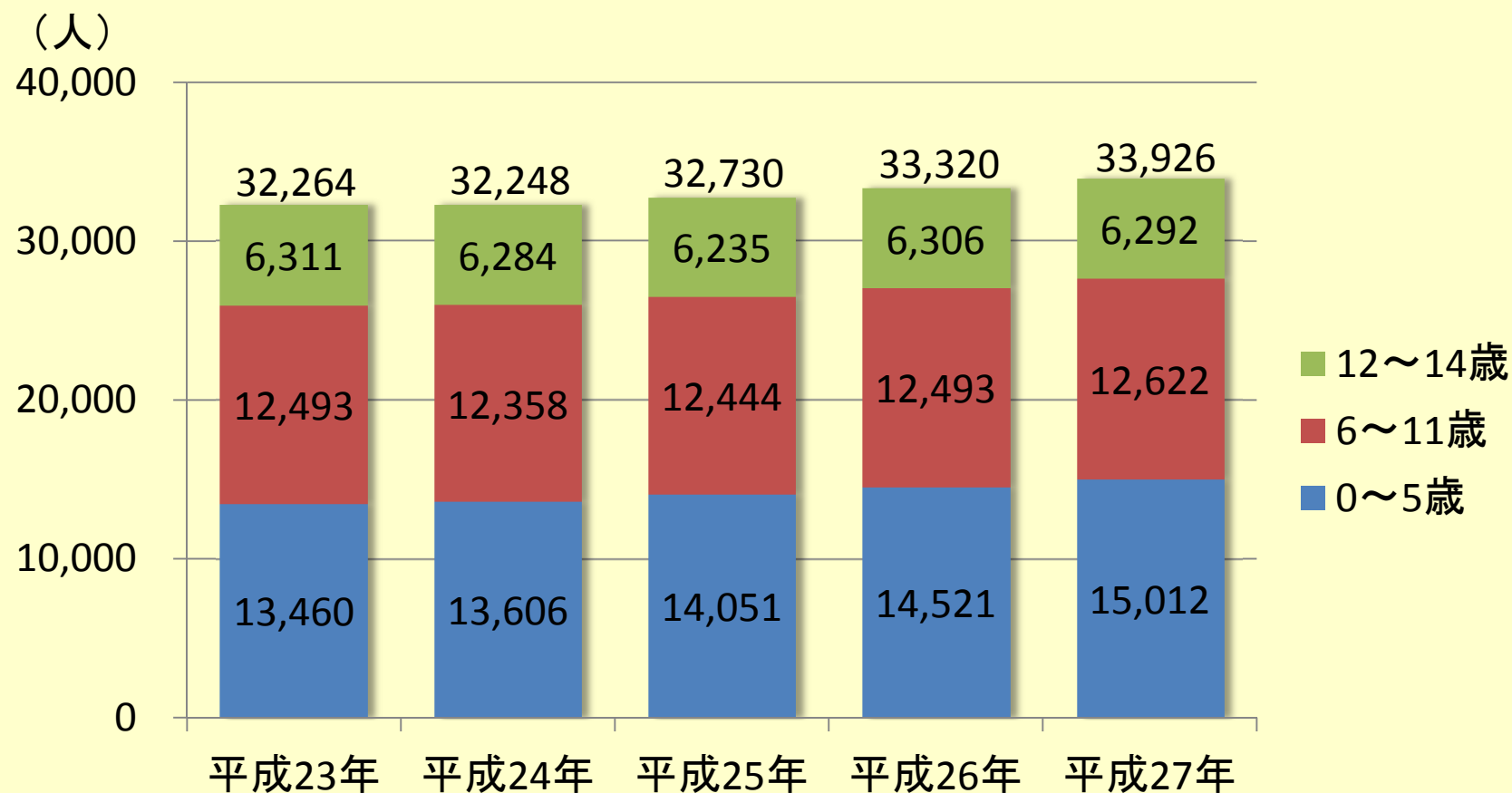


資料：厚生労働省「人口動態統計」
※平成26年の国と都の数値は概数。区の概数は算定中。

北区の現状② 児童数(0～14歳)

0～14歳人口は増加傾向にある。

0～14歳年齢別児童の推移(3区分年齢別)

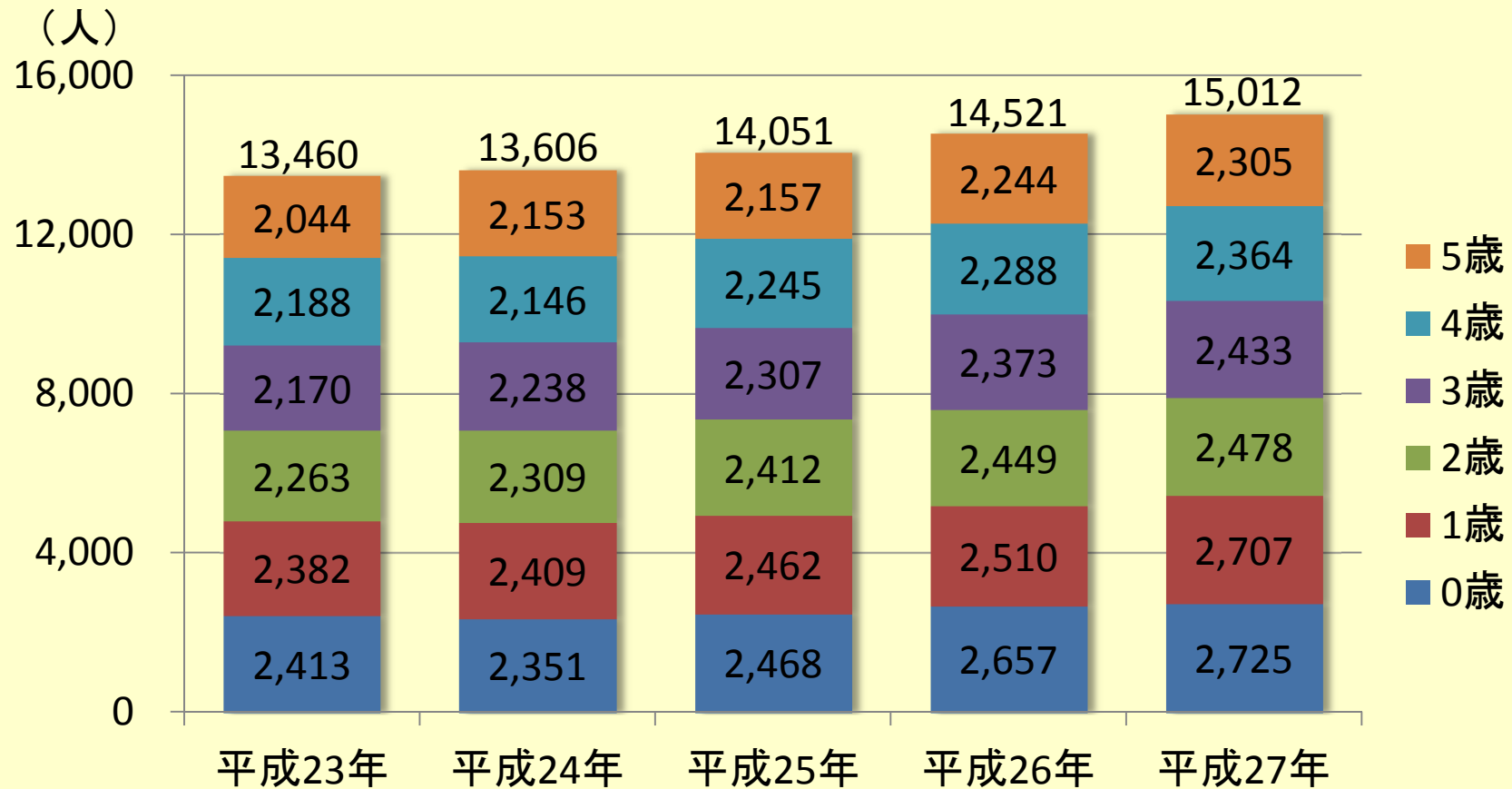


資料:住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)

北区の現状② 児童数(0～5歳)

0～5歳人口は著しく増加している。

0～5歳年齢別児童の推移

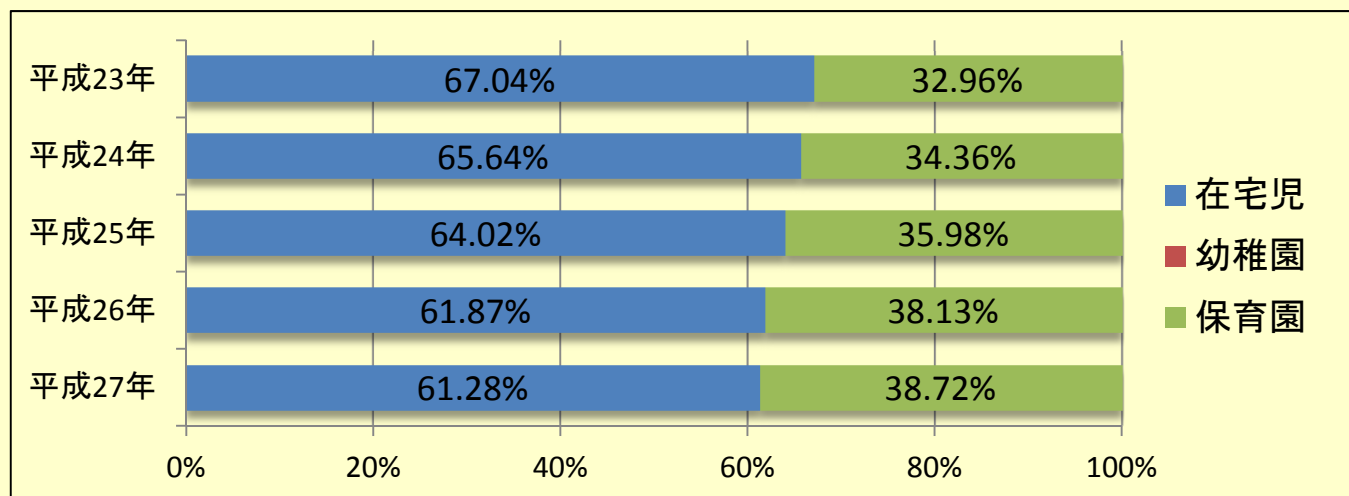


資料:住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)

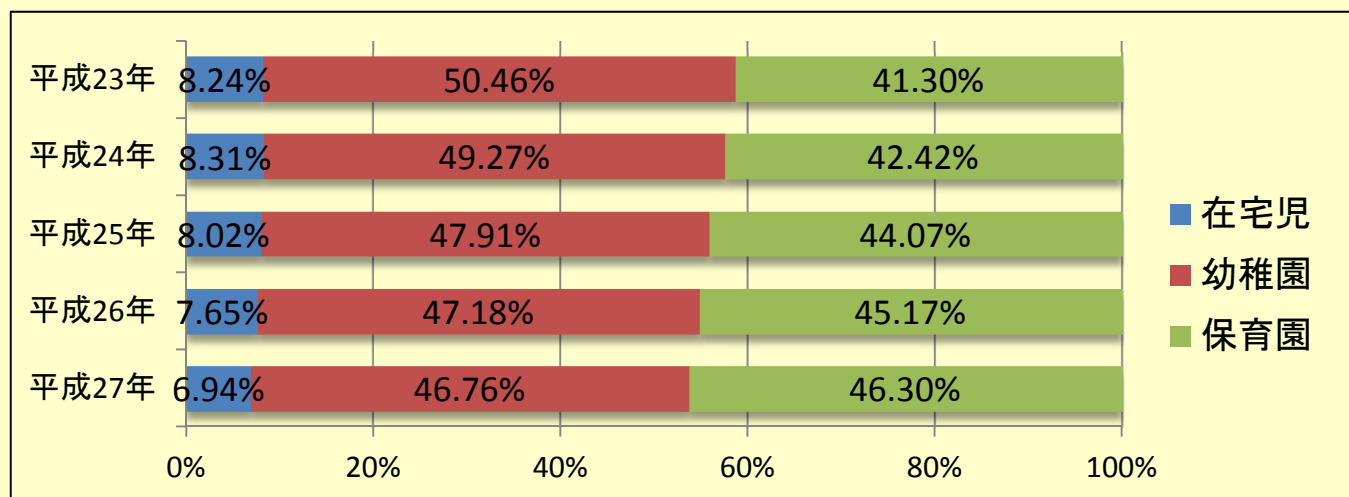
北区の現状③ 0～5歳児の教育・保育施設利用状況

教育・保育施設利用者数の割合は増加傾向にある。

3歳未満



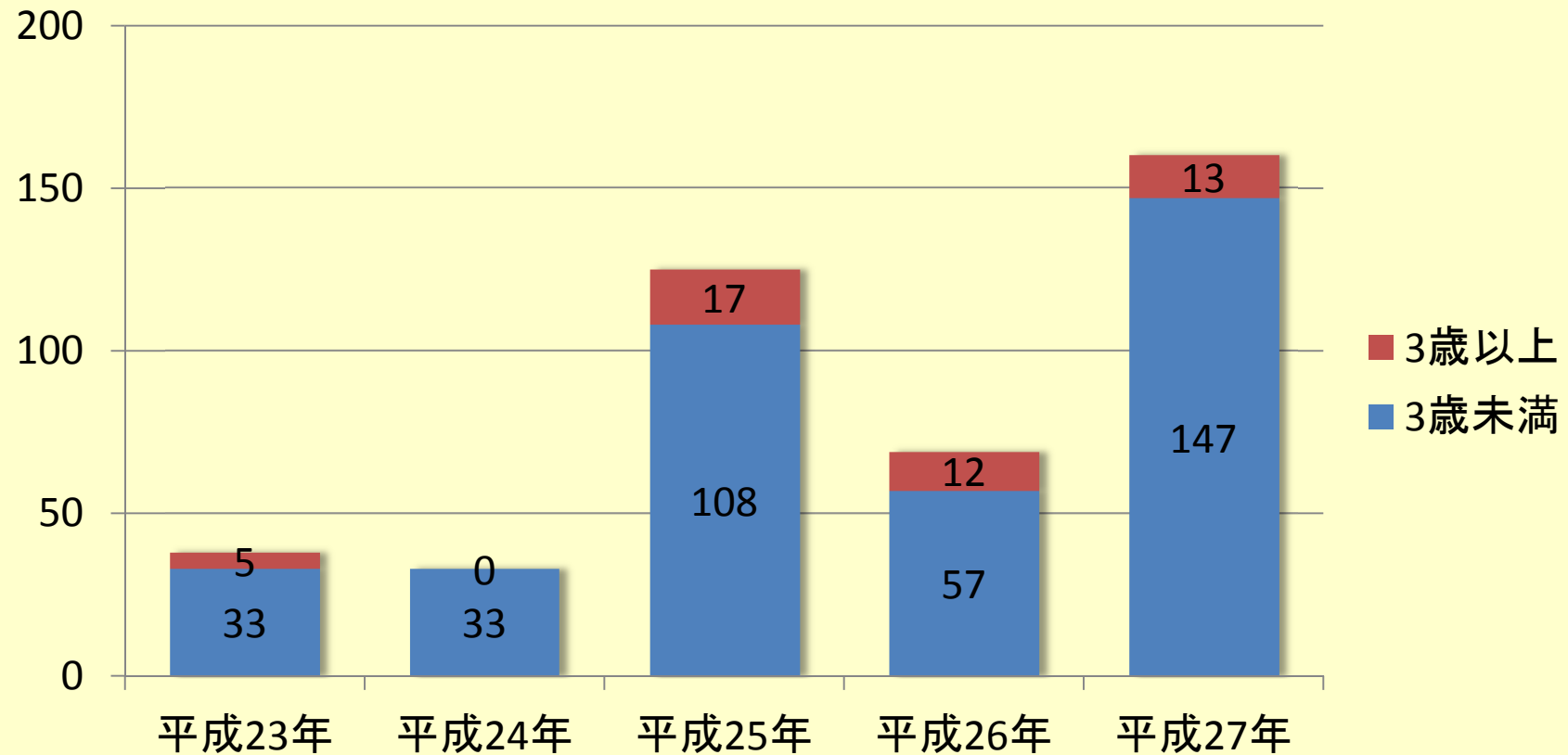
3歳以上



北区の現状④ 保育所待機児童数

待機児童は、そのほとんどが3歳未満で占められている。

保育所待機児童数の推移



資料：保育課集計（各年4月1日現在）

北区の現状⑤ 新制度と旧制度の併存

「新制度に移行した施設」と「旧制度を継続した施設」が存在する。

【北区の状況】 ※27年8月1日現在、区内に存在する施設で分類。カッコ内の数字は施設数

新制度に移行した施設

私立幼稚園 (1)
北幼稚園

区立幼稚園 (6)

認定こども園 (1)
赤羽こども園(幼稚園)

私立認可保育園 (24)

区立認可保育園 (42)

小規模保育事業 (1)
ちいはぐ・十条

旧制度を継続した施設

私立幼稚園 (21)

認証保育所 (8)

めぐみ保育園
メリーポピンズ赤羽ルーム
ぽけっとランド北赤羽
日生赤羽駅前保育園ひびき
キッズパオ王子あおぞら園
ぽけっとランド王子
さくらキッズ
ほっぺるランド滝野川

定期利用保育施設 (2)

サンベビー保育園
譲灘保育園

家庭福祉員 (7)

手続き方法は今までと変わらない

平成 27 年 4 月以降の保育料改正について

1 要 旨

子ども・子育て支援制度開始に伴い、利用者負担の基準が所得税から住民税に変更され、小学校就学前子どもが世帯に 2 人以上いる場合は利用者負担の上限額を減額することになり、第 2 子は減額、第 3 子以降は無料となった。

また、応能負担の観点から、3 歳以上で一律になっている保育料額を見直すとともに、高所得世帯層の保育料額の階層区分を新設することとあわせ、未婚のひとり親家庭に対し寡婦(夫)控除をみなし適用し経済的な負担軽減を図る。

2 内 容

(1) 多子軽減(4月1日より)

平成 27 年 3 月までは、同一世帯から同時に 2 人以上の児童が認可保育園に在籍している場合、第 2 子以降は階層に応じて 3 割から 5 割を減額することとしていたが、平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援制度開始に伴い、小学校就学前の範囲内で対象施設に在籍している場合、第 2 子は現行どおり、第 3 子以降は無料となった。

① 対象施設

幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育園、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、地域型保育給付対象施設、児童発達支援、医療型児童発達支援

② 保育料

ア. 第 2 子：階層に応じて 0.5~0.7 を乗じた額

イ. 第 3 子以降：0 円

(2) 上位階層の保育料細分化(9月1日より)

3 歳以上児について、所得の高い世帯の保育料が同額となっているため、保育料を細分化し応能負担を求める。

(3) 最上位の階層の新設(9月1日より)

現行の階層設定において区民税所得割額 481,600 円以上の世帯である階層を複数階層に分けて保育料を設定する。

(4) みなし寡婦控除の適用(9月1日より)

未婚のひとり親家庭を寡婦(夫)世帯として寡婦控除をみなし適用し、負担軽減を図るための規定を条例の施行規則に追加する。

3 条例改正及び周知方法等

平成 27 年 3 月 9 日	東京都北区保育料等徴収条例制定
3 月 31 日	条例改正専決処分
5 月 26 日	専決処分の承認
7 月 3 日	条例改正(案)可決
中旬	在園児保護者へ通知、HP 掲載

8月1日 北区ニュース掲載
 9月1日 条例及び条例の施行規則の施行
 9月末日 徴収開始

【参考資料】（「子ども・子育て支援新制度」パンフレットより）

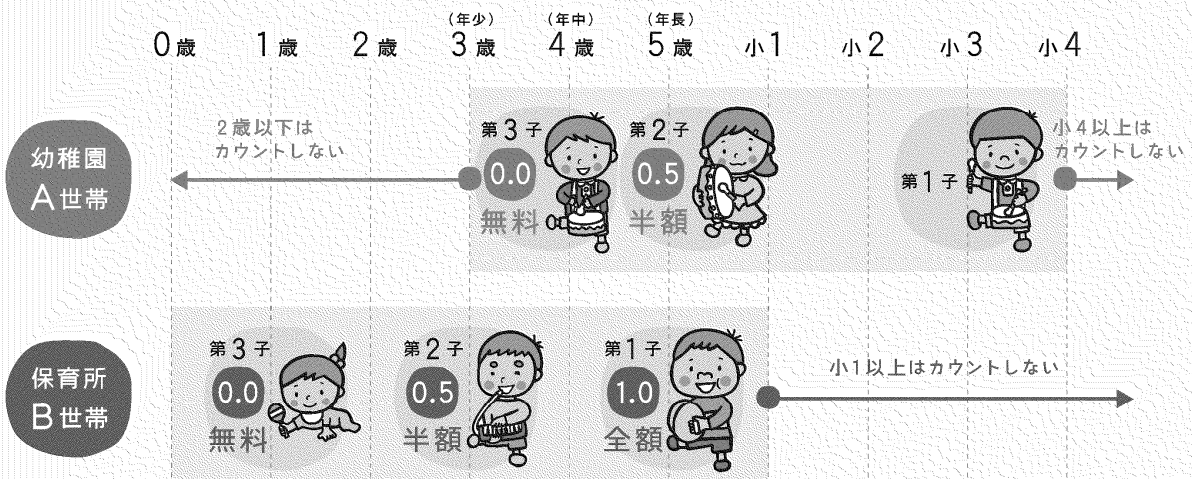
多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、
 最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

- 幼稚園では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、
 最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
 第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 保育所では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、
 最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
 第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範囲外になった場合（成長して小4以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



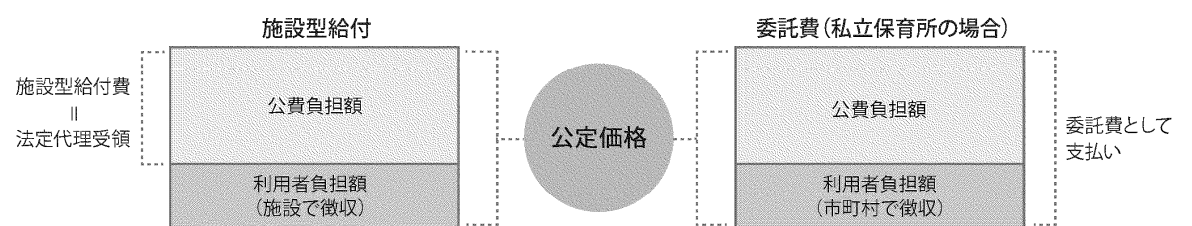
● 内の数値は、第1子の保護者負担を1.0とした場合の負担割合

※認定こども園の場合、教育標準時間認定を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定を受ける子どもについては保育所と同様になります。
 ※小規模保育を利用する場合、保育所と同様になります。

！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

■ 公定価格のイメージ



※私立保育所以外の施設・事業者に対しては、施設型給付費が支払われます。
 ※私立保育所に対しては、施設型給付費と利用者負担額を合わせた全額に相当する額が委託費として支払われます。
 ※地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じです。

保育料基準額表(平成27年9月1日から適用)

住民税などの状況		標準時間保育料 (月額)						短時間保育料 (月額)						
階層区分	階層区分の定義	4～5歳クラス		3歳クラス		0～2歳クラス		4～5歳クラス		3歳クラス		0～2歳クラス		
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	現年度分区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	現年度分区民税均等割のみ世帯	1,300	650	1,300	650	1,900	950	1,300	650	1,300	650	1,900	950	
D1	現年度分の保育料算定所得割額	5,000円未満	2,000	1,000	2,000	1,000	2,400	1,200	2,000	1,000	2,000	1,000	2,400	1,200
D2		5,000円～ 6,000円未満	2,600	1,300	2,700	1,350	3,100	1,550	2,600	1,300	2,700	1,350	3,000	1,500
D3		6,000円～ 7,800円未満	5,600	2,800	5,600	2,800	6,700	3,350	5,500	2,750	5,500	2,750	6,600	3,300
D4		7,800円～ 16,200円未満	7,200	3,600	7,300	3,650	8,300	4,150	7,100	3,550	7,200	3,600	8,200	4,100
D5		16,200円～ 24,000円未満	9,200	4,600	9,300	4,650	9,400	4,700	9,000	4,500	9,100	4,550	9,200	4,600
D6		24,000円～ 42,000円未満	10,800	5,400	10,900	5,450	15,400	7,700	10,600	5,300	10,700	5,350	15,100	7,550
D7		42,000円～ 60,000円未満	12,600	6,300	12,700	6,350	19,100	9,550	12,400	6,200	12,500	6,250	18,800	9,400
D8		60,000円～ 78,000円未満	14,200	7,100	14,300	7,150	21,500	10,750	14,000	7,000	14,100	7,050	21,100	10,550
D9		78,000円～ 96,000円未満	15,700	7,850	15,800	7,900	23,600	11,800	15,400	7,700	15,500	7,750	23,200	11,600
D10		96,000円～114,000円未満	16,900	8,450	17,000	8,500	25,500	12,750	16,600	8,300	16,700	8,350	25,100	12,550
D11		114,000円～141,000円未満	18,000	9,000	18,200	9,100	27,500	13,750	17,700	8,850	17,900	8,950	27,000	13,500
D12		141,000円～167,100円未満	18,200	9,100	19,500	9,750	29,200	14,600	17,900	8,950	19,200	9,600	28,700	14,350
D13		167,100円～188,700円未満	18,400	9,200	20,700	10,350	31,000	15,500	18,100	9,050	20,300	10,150	30,500	15,250
D14		188,700円～210,300円未満	18,600	9,300	21,600	10,800	32,500	16,250	18,300	9,150	21,200	10,600	31,900	15,950
D15		210,300円～231,900円未満	18,800	11,280	22,600	13,560	34,200	20,520	18,500	11,190	22,200	13,320	33,600	20,160
D16		231,900円～253,500円未満	19,000	11,400	22,800	13,560	35,700	21,420	18,700	11,220	22,400	13,440	35,100	21,060
D17		253,500円～274,600円未満	19,200	11,520	23,000	13,800	37,200	22,320	18,900	11,340	22,600	13,560	36,600	21,960
D18		274,600円～289,000円未満	19,400	11,640	23,500	14,100	38,500	23,100	19,100	11,460	23,100	13,860	37,800	22,680
D19		289,000円～303,400円未満	19,700	11,820	24,000	14,400	40,000	24,000	19,400	11,640	23,600	14,160	39,300	23,580
D20		303,400円～373,600円未満	20,000	14,000	24,500	17,150	43,400	30,380	19,700	13,790	24,100	16,870	42,700	29,890
D21		373,600円～427,600円未満	20,300	14,210	25,000	17,500	48,900	34,230	20,000	14,000	24,600	17,220	48,100	33,670
D22		427,600円～481,600円未満	20,600	14,420	25,500	17,850	53,700	37,590	20,200	14,140	25,100	17,570	52,800	36,960
D23		481,600円～650,000円未満	21,000	14,700	26,000	18,200	57,500	40,250	20,600	14,420	25,600	17,920	56,500	39,550
D24		650,000円～850,000円未満	21,500	15,050	26,500	18,550	62,000	43,400	21,100	14,770	26,000	18,200	60,900	42,630
D25		850,000円～1,250,000円未満	22,000	15,400	27,000	18,900	62,500	43,750	21,600	15,120	26,500	18,550	61,400	42,980
D26		1,250,000円以上	22,500	15,750	27,500	19,250	63,000	44,100	22,100	15,470	27,000	18,900	61,900	43,330

- ※ 4月分から8月分までの保育料については、「現年度」とあるのは「前年度」とします。
- ※ 保育料算定所得割とは、税制改正による影響を抑えるよう税額を再計算したものです。
- ※ 住宅借入金控除など調整控除以外の税額控除の適用はありません。
- ※ 同一世帯から同時に2人以上の就学前児童が認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設、地域型保育給付対象施設に在籍、児童発達支援または医療型児童発達支援を受けている場合、最も年齢の高い児童が第1子の保育料となり、次に年齢の高い児童が第2子の保育料となります。さらに、これより年齢の低い第3子以降の保育料は無料となります。

(参考) 課税証明書以外での区民税所得割の確認方法

【会社員等の方(住民税を給与から天引きされている方)】

会社から配布される「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認できます。

【自営業等の方(直接、住民税を納付している方)】

区役所から送付される納税通知書でご確認できます。

延長保育料基準額表(平成27年9月1日から適用)

住民税などの状況		延長保育料(月額)									
		1時間以内			1時間を越え2時間以内			2時間を越え3時間以内			
階層区分	階層区分の定義	4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	現年度分区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	現年度分区民税均等割のみ世帯	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800	
D 1	現年度分の 保育料算定所得割額	5,000円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D 2		5,000円～ 6,000円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D 3		6,000円～ 7,800円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D 4		7,800円～ 16,200円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D 5		16,200円～ 24,000円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D 6		24,000円～ 42,000円未満	1,300	1,300	1,500	2,600	2,600	3,000	3,900	3,900	4,500
D 7		42,000円～ 60,000円未満	1,300	1,300	1,900	2,600	2,600	3,800	3,900	3,900	5,700
D 8		60,000円～ 78,000円未満	1,300	1,300	2,100	2,600	2,600	4,200	3,900	3,900	6,300
D 9		78,000円～ 96,000円未満	1,500	1,500	2,300	3,000	3,000	4,600	4,500	4,500	6,900
D 10		96,000円～114,000円未満	1,600	1,700	2,500	3,200	3,400	5,000	4,800	5,100	7,500
D 11		114,000円～141,000円未満	1,800	1,800	2,700	3,600	3,600	5,400	5,400	5,400	8,100
D 12		141,000円～167,100円未満	1,800	1,900	2,900	3,600	3,800	5,800	5,400	5,700	8,700
D 13		167,100円～188,700円未満	1,800	2,000	3,100	3,600	4,000	6,200	5,400	6,000	9,300
D 14		188,700円～210,300円未満	1,800	2,100	3,200	3,600	4,200	6,400	5,400	6,300	9,600
D 15		210,300円～231,900円未満	1,800	2,200	3,400	3,600	4,400	6,800	5,400	6,600	10,200
D 16		231,900円～253,500円未満	1,900	2,200	3,500	3,800	4,400	7,000	5,700	6,600	10,500
D 17		253,500円～274,600円未満	1,900	2,300	3,700	3,800	4,600	7,400	5,700	6,900	11,100
D 18		274,600円～289,000円未満	1,900	2,300	3,800	3,800	4,600	7,600	5,700	6,900	11,400
D 19		289,000円～303,400円未満	1,900	2,400	4,000	3,800	4,800	8,000	5,700	7,200	12,000
D 20		303,400円～373,600円未満	2,000	2,400	4,300	4,000	4,800	8,600	6,000	7,200	12,900
D 21		373,600円～427,600円未満	2,000	2,500	4,800	4,000	5,000	9,600	6,000	7,500	14,400
D 22		427,600円～481,600円未満	2,000	2,500	5,300	4,000	5,000	10,600	6,000	7,500	15,900
D 23		481,600円～650,000円未満	2,100	2,600	5,700	4,200	5,200	11,400	6,300	7,800	17,100
D 24		650,000円～850,000円未満	2,100	2,600	6,200	4,200	5,200	12,400	6,300	7,800	18,600
D 25		850,000円～1,250,000円未満	2,200	2,700	6,200	4,400	5,400	12,400	6,600	8,100	18,600
D 26		1,250,000円以上	2,200	2,700	6,300	4,400	5,400	12,600	6,600	8,100	18,900

※ 4月分から8月分までの保育料については、「現年度」とあるのは「前年度」とします。

※ 保育料算定所得割とは、税制改正による影響を抑えるよう税額を再計算したものです。

※ 住宅借入金控除など調整控除以外の税額控除の適用はありません。

決められた保育料を納付しない場合は、差押え等の滞納処分を行うことがあります。また、転園や下のお子さんの利用調整の際に減点となります。

★下記（１）～（３）に該当する方は、ご提出いただく書類があります★

（１）多子世帯

在園児のきょうだいが 在籍・通園している施設 など	提出するもの		
	多子軽減のため の状況報告書 (園にあります)	在籍証明書（北区様式 は園にあります。施設 独自の様式でも可）	戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本の写し)
・幼稚園	○	△ 住民票が北区外の場合に提出	△ 住民票が北区外の場合に提出
・認可保育園 ・認定こども園 ・小規模保育所	△ 住民票が北区外の場合に提出	△ 住民票が北区外の場合に提出	△ 住民票が北区外の場合に提出
・特別支援学校の幼稚部 ・情緒障害児短期治療施設 ・地域型保育給付対象施設 ・児童発達支援を受けている ・医療型児童発達支援を受けている	○	○	△ 住民票が北区外の場合に提出

（２）未婚のひとり親家庭

提出するもの 保育料減額申込書、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本の写し）

※減額申込書は園にあります。申込理由は「未婚により寡婦（夫）控除を受けられないため」とご記入ください。提出のあった月の翌月からの適用となります。提出が９月以降になった場合は、１０月以降の適用となります。

（３）平成２７年１月１日に北区に住民票のなかった保護者（既に提出済みの方を除く）

平成２７年１月１日の居住地	提出するもの
日本国内	住民票のあった区市町村発行の「平成２７年度課税(非課税)証明」
海外	「平成２６年源泉徴収票」または 「年間収入申告書」※１

※１ 年間収入申告書には、平成２６年（２０１４年）の収入をご記入ください。給与が現地通貨での支払いだった場合は、現在の日本円のレートで円に換算してください。平成２６年の勤務先が現在の勤務先と同じ場合は、勤務先の証明を受けてください。

※２ ご提出がない場合、保育料が決定できませんので、暫定的に最高額の保育料を賦課します。

★ 提出方法と提出期限 ★ 上記（１）～（３）共通

提出方法 保育園経由または郵送。園に「保育課入園相談係」あての封筒があります。

提出期限 ①転園申請中・きょうだい申込中の方・・・平成２７年８月１１日まで

②上記の①以外の方・・・平成２７年８月３１日まで

認可保育園・小規模保育事業所・認定こども園（保育部分）の 在園児の保護者様へ

保育料改定のお知らせ ～平成27年9月から変わります～

平成27年7月

● 今回の改正点 次の(1)～(4)です。

(1) 第3子以降のお子さんの保育料を無料化（多子世帯の保育料の軽減）

平成27年4月より、小学校就学前の範囲内で下記施設に2人以上在籍している場合、保育料が第2子は減額、第3子以降は無料になりました。下表（例）のB～D世帯のように、きょうだい認可保育園以外に通園している場合は、提出いただく書類があります。詳しくは4ページをご覧ください。

【対象施設等】

認可保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設、地域型保育給付対象施設、児童発達支援、医療型児童発達支援

【対象者・金額の例】

※小学生以上のお子さん、対象施設以外（認可外保育所など）に在籍のお子さんはカウントしません。

(例)	A世帯		B世帯		C世帯		D世帯	
	在籍施設	保育料	在籍施設	保育料	在籍施設	保育料	在籍施設	保育料
第1子	認可 保育園	全額	幼稚園	—	認可 保育園	全額	幼稚園	—
第2子	認可 保育園	減額	認可 保育園	減額	児童発達 支援施設	—	認定 こども園	—
第3子 以降	認可 保育園	無料	認可 保育園	無料	認可 保育園	無料	認可 保育園	無料

(2) 上位階層の保育料細分化（9月1日より適用）

3歳以上児について、所得の高い世帯の保育料の金額を細分化します。

(3) 最上位の階層の新設（9月1日より適用）

現在の階層設定において区民税所得割額 481,600 円以上の世帯の階層を複数階層に分けて保育料を設定します。

(4) みなし寡婦控除の適用（9月1日より減額理由を追加）

未婚のひとり親家庭を寡婦(夫)世帯として寡婦(夫)控除をみなし適用し、負担軽減を図ります。

※該当する場合は減額申込書など提出いただく書類があります。詳しくは4ページをご覧ください。

なお、収入の状況により減額とならない場合もあります。

「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について

1 検討経緯

就学前教育・保育の充実や待機児童の解消に資するため、平成29年4月にモデル開設する「区立認定こども園」の設置場所や運営方針等を検討する「東京都北区立認定こども園検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を今年度設置し検討を行ってきた。

4月30日に第1回検討委員会を開催後、これまで計4回の検討委員会を開催し、認定こども園の設置場所（移行する区立幼稚園）を中心に連携する保育園、給食の提供方法（自園調理か外部搬入か）及び保育料等の検討を行った。

主な意見（要旨）

- 就学前教育・保育の更なる充実を図ることが必要。
- 認定こども園を開設することで待機児解消に繋がる必要がある。
- 混乱なくスタートするために最初は小規模で始めたほうが良い。
- 現状の教育・保育環境やサービスを引き下げないことが重要。
- 食の安全安心や食育等の面からは自園調理が望ましい。

2 これまでの確認事項

- ・平成29年に設置する認定こども園は、現さくらだ幼稚園の場所に幼保連携型認定こども園として開設することとする。
- ・1号認定子ども（4歳以上）と2号認定子ども（3歳以上）を対象とする。
- ・給食は、桜田つぼみ保育園で調理し認定こども園に提供する。
- ・1号認定子どもの保育料については、他区の区立幼稚園保育料等を参考に検討する。

3 検討委員会で今後審議予定の項目

- ・認定こども園としての職員配置
- ・他の5つの区立幼稚園の今後の方向性

4 今後の予定

平成27年9月	9日	文教委員会報告
	9月 10日	健康福祉委員会報告
	9月～10月	第6回～7回検討委員会